

初級者向け「賃金・退職金セミナー」のご案内

～労働基準法、最低賃金法等を踏まえて、賃金・退職金制度に係る留意点を解説します～

近年、経営環境の変化から、また、労働能力を十分に発揮させるために、賃金制度を改定するケースが散見されます。賃金・退職金制度の改定、整備・運用を適切に行うためにはどのような注意が必要でしょうか。賃金・退職金制度をめぐる法律問題、事例を分かりやすく解説します。労働条件の向上とトラブルの未然防止に向けて、お役立てください。

1. 説明 「賃金・退職金制度をめぐる基本的な法律問題について」 【約45分】

講師 宮城労働局 労働基準部 賃金室 室長補佐 長谷川泰弘

2. 説明 「賃金・退職金制度の好事例等について」 【約45分】

講師 宮城労働局 労働基準部 賃金室 賃金相談員 細野 幸隆（社会保険労務士）

日時 平成26年9月11日(木)
午後2時～午後4時
(セミナー後、個別相談に応じます。)

会場 仙台第4合同庁舎 8階会議室
(仙台市宮城野区鉄砲町1番地)

定員 20名 (定員になり次第締め切り
とさせていただきます。)

主催 宮城労働局 労働基準部 賃金室
〒983-8585 仙台市宮城野区
鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階
(電話 022-299-8841)



※駐車場が広くありませんので、公共交通機関のご利用をお勧めします。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 行 (FAX 022-295-3668)

初級者向け「賃金・退職金セミナー」の申込票

申込者	企業名			
	担当者 職氏名		電話番号	
	参加者氏名 (複数可)		※ 個別相談 希望事項	賃金、退職金 その他 ()

○ お申し込みは、この申込票をFAXまたは郵送してください。受講票は交付しませんので、定員超による締め切りの連絡がない限り受講できます。直接会場にお越しください。

※ 「個別相談 希望事項」のところは、セミナー後の個別相談を希望される場合にご記入願います。

なお、相談内容がすでに決まっていたら、回答の準備がありますので、下記メールアドレスまで送付願います。 相談受付メールアドレス hasegaway@kijun.mhlw.go.jp

事業主、労務担当者の皆さまへ

賃金・退職金制度の相談窓口のご案内

宮城労働局 労働基準部 賃金室

宮城労働局では、賃金・退職金制度の整備・改善などのお手伝いをするために、賃金・退職金制度に詳しい「賃金相談員」による「賃金・退職金制度の相談窓口」を開設しております。賃金相談員は、非常勤の国家公務員として守秘義務を負っており、ご相談に関する秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

☆相談できる内容は、どのようなことですか？

賃金・退職金制度のことでしたら、なんでもかまいません。

相談例

- 基本給・諸手当、賞与、退職金等の決め方について見直したい。
- 能力給や業績給型の賃金体系にしたい。
- パートタイム労働者の賃金制度を整備したい。
- 定年延長に伴い、賃金・退職金制度を見直したい。

☆相談は、いつ、どこで、行うのですか？

相談日は、毎月第2木曜日、10時から16時30分まで（12時から13時までは休憩）です。事前にご連絡ください。

相談の場所は、仙台第4合同庁舎内、です。

☆相談に費用はかかりますか？

相談は、無料です。



〈連絡先・お問合せ先〉

宮城労働局 労働基準部 賃金室

電話 022-299-8841 FAX 022-295-3668

(〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階)